

第六号書式（第二十条関係）
添付書類（イ）

新規登録の場合は、白紙での提出

業 務 概 要 書

〔記入注意〕

- 1 最近のものから順次記入してください。
- 2 前回の登録日以降のものを記入してください。
- 3 記載例（下記をご確認いただき、概要書の作成をお願いいたします。）

熊本 太郎	熊本県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 5階建て700㎡	設計及び 工事監理	自 H31. 4. 1 至 R1. 6. 30
-------	-----	------	-----------------------	--------------	----------------------------

注文者	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間	
熊本県	熊本県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階建て1,500㎡	設計及び 工事監理	自 R1. 6. 1 至 継続中	
阿蘇 寛	熊本県	店舗併用住宅	鉄骨造 3階建て620㎡	設計及び 工事監理	自 H30. 7. 1 至 H31. 3. 25	
熊本市	熊本県	小学校	鉄筋コンクリート造 4階建て2,000㎡	設計（部分改 修）	自 H30. 2. 5 至 H30. 6. 30	
上益城 裕	熊本県	店舗併用住宅	鉄骨造 2階建て300㎡	確認申請 代理業務	自 H29. 11. 4 至 H29. 12. 20	
（株）芦北	熊本県	事務所	鉄骨造 3階建て1,000㎡	耐震診断	自 H29. 6. 7 至 H29. 8. 26	
玉名 恵子	熊本県	玉名様邸 専用住宅	木造 2階建て150㎡	設計及び 工事監理	自 H28. 3. 4 至 H28. 10. 20	
（株）人吉	熊本県	集合住宅	鉄筋コンクリート造 8階建て5,000㎡	定期調査	自 H27. 12. 1 至 H28. 1. 30	
菊陽 太郎	熊本県	菊陽様邸 専用住宅	木造 平屋建て120㎡	耐震診断	自 H27. 6. 15 至 H27. 9. 30	
西原 五郎	熊本県	工場	昇降機設備 （3ヶ所）	設計 （設備）	自 H27. 4. 1 至 H27. 7. 5	
					自 至	
		構造種別・階数・延べ床面積を もれなく記載（ただし、設備関 係で面積がでないものは長さ・ 個数などを記載）		前回の登録日以降の過去5年間の実績について 最新のものから順に記載		
					自 至	
					自 至	
		記載する業務内容は、建築士事務所として依頼を受けた 建築士法第23条第1項に定められている業務 （1）設計・工事監理 （2）建築工事契約に関する事務 （3）建築工事の指導監督 （4）建築物に関する調査若しくは鑑定（耐震診断、定期報告調査等） （5）建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく代理 ※施工管理は建設業としての業務となるので、記載不要				自 至
					自 至	
					自 至	

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合に人である場合における当該法人の役員）と見做す者）は、本誓約を締結し、本誓約を遵守するものとします。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により押印は不要となっております併せて、法人・個人に限らず自署での署名は不要となりました。（印字での氏名・名称記載で結構です。なお、押印及び自署で署名された申請書も受付可能です）

令和 年 月 日

誓約に承諾した年月日を記載

登録申請者の氏名又は名称

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

株式会社 ○○建設
代表取締役 事務所 太郎

印

指定事務所登録機関

一般社団法人 熊本県建築士事務所協会 会長 殿

誓約書の項目が12まであるか確認

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。